

国 国 広 第 56 号
国 都 安 第 117 号
国 都 計 第 170 号
国 都 制 第 87 号
国 住 街 第 129 号
令 和 6 年 2 月 22 日

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿

国 土 交 通 省 国 土 政 策 局 広 域 地 方 政 策 課 長
(公 印 省 略)
都 市 局 都 市 安 全 課 長
(公 印 省 略)
都 市 計 画 課 長
(公 印 省 略)
市 街 地 整 備 課 長
(公 印 省 略)
住 宅 局 市 街 地 建 築 課 長
(公 印 省 略)

書 面 掲 示 規 制 及 び 往 訪 閲 覧 ・ 縦 覧 規 制 の 見 直 し 並 び に
財 産 状 況 等 の 監 査 に お け る デ ジ タ ル 技 術 の 活 用 に つ い て (通 知)

平素から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」及び「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、同年12月には個別の規制ごとに見直しに向けた工程表が公表されました。

また、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）においても、7項目のアナログ規制の見直しについて、「工程表に基づき、着実に見直しを実施する」と記載されているところです。

つきましては、書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに法令に基づき実施される財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について、下記のとおり通知いたします。

各都道府県、各政令指定都市におかれましては、関係市町村及び関係団体に対しても、本通知を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

記

1. 書面掲示規制の見直しについて

(1) デジタル一括法における土地区画整理法の一部改正について

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル一括法」という。）における土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の一部改正及び「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（令和 6 年国土交通省令第 2 号）における土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号）の一部改正により、同法第 77 条第 5 項（※）に規定する建築物等の移転又は除却の通知等に代わる公告の手段について、現行の現地掲示及び官報等への掲載（以下「現地掲示等」という。）に「ウェブサイトへの掲載」が追加されました。

施行日である令和 6 年 4 月 1 日以降に当該公告を行う場合は、現地掲示等に加えて、施行者のウェブサイトへの掲載を併せて行う必要があります。施行日をまたぐ公告については、少なくとも施行日から現地掲示の期間の満了日までの間、ウェブサイト掲載を行うようお願いいたします。

なお、小規模な施行者等に対して過度な負担が及ぶことを避ける観点から、次のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、組合又は区画整理会社である場合に限る。）は、施行者のウェブサイトへの掲載を不要としています。

- 1 施行地区の面積が 2 ヘクタール未満である場合
- 2 施行者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

また、当該公告（特に同法 133 条に基づく書類の送付に代わる公告）については、その公告内容に個人情報等が含まれる場合もあり得るところ、そういった情報が安易に拡散されないようにする等の観点から、ウェブサイトへの掲載による公告を行うに当たっては、個人又は法人その他の団体の情報の保護に留意することとしており、例えばウェブサイトに掲載する際に氏名を落とした形で掲載するなど、特定の個人等を識別できないようにする等の配慮が必要です。個人情報等への配慮の観点から記載を一部省略した場合は、その旨を併せて付記することが望ましいと考えられます。

なお、当該公告のデジタル化に当たっては、デジタルデバインドへの配慮等の観点から、現地掲示等を公告の手段として存置しているところであり、デジタル一括法に対する附帯決議において「土地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に関する公告等のデジタル化に当たっては、デジタル技術に不慣れな人も情報を得ることができるよう配慮する

こと」とされていることも踏まえ、引き続き現地掲示等も適切に実施するようお願いいたします。特に現地掲示については、同法第 133 条第 3 項に規定する「公告のあった日」の起算の基準にもなることから、遺漏なく対応する必要があります。

(※) 同法第 133 条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下この（※）において「大都市法」という。）第 101 条において準用する場合を含む。）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）第 29 条及び大都市法第 71 条において準用する場合を含む。

(2) 海上運送法施行規則等の一部を改正する省令について

「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 6 年国土交通省令第 6 号）において、別紙 1 に掲げる省令の規定に基づき行われる公募・公告内容等の掲示等について、併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正が行われました。

施行日である令和 6 年 4 月 1 日（別紙 1 において【※】を付したものについては、同年 3 月 31 日）以降に公募を開始し、又は公告を行う場合は、現行の掲示等に加えて、ウェブサイトへの掲載を併せて行う必要があります。施行日以前に開始された公募又は行われた公告（別紙 1 において下線を付した条項に係るものに限る。）については、経過措置として従前の規定を適用することとし、ウェブサイトへの掲載を不要としています。

なお、以下に掲げる省令については、小規模な施行者等に対して過度な負担が及ぶことを避ける観点から、それぞれ以下に掲げる要件に該当する場合は、施行者等のウェブサイトへの掲載を不要としています。

○都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）

【第 42 条関係】

第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業であって次のいずれかに該当する場合。

- 1 当該事業の施行区域の面積が 0.4 ヘクタール未満であるもの
- 2 当該事業を施行しようとする者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社を除く。）が自ら管理するウェブサイトを有していないもの

○都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）

【第 34 条の 2 第 1 項並びに第 39 条第 4 項及び第 5 項関係】

次のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）。

- 1 施行地区の面積が 0.4 ヘクタール未満である場合
- 2 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成5年建設省令第6号）

【第1条及び第4条関係】

次のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社である場合に限る。）。

- 1 施行地区の面積が0.4ヘクタール未満である場合
- 2 施行者が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

【第2条及び第7条関係】

次のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、区画整理組合又は区画整理会社である場合に限る。）。

- 1 施行地区の面積が2ヘクタール未満である場合
- 2 施行者が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成9年建設省令第15号）

【第106条第1項並びに第121条第4項及び第5項関係】

次のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。）。

- 1 施行地区の面積が0.4ヘクタール未満である場合
- 2 施行者が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

(3) その他の書面掲示規制の見直しについて

ア 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年政令第324号）関係

都市計画法施行令第42条第1項において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第52条の3第1項（同法第57条の4において準用する場合を含む。）、第57条第1項、第60条の2第2項、第66条又は第81条第2項の規定に基づき行うこととされている公告について、「官報、公報その他所定の手段」により行わなければならないこととされているところ、関係者への幅広い周知を図る観点から、当該公告については、原則、ウェブサイトへの掲載により行うようお願いいたします。

また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第55条第1項において、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第283条において準用する都市計画法第81条第2項の公告及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第284条において準用する都市計画法第52条の3第1項の公告については、都市計画法施行令第42条第1項の規定を準用するとされているところ、これらの公告についても、上記と同様に、原則、ウェブサイトへの掲載により行うようお願いいたします。

イ 新住宅市街地開発法施行規則（昭和 38 年建設省令第 25 号）関係

新住宅市街地開発法施行規則第 16 条の 3 において、施行者は、「掲示その他の相当な方法」により、指針を周知させるため必要な措置を講じることとされているところ、当該措置についてはウェブサイトへの掲載により行うことも可能とされています。関係者への幅広い周知を図る観点から、物理的な方法による掲示等を行う場合であっても、併せてウェブサイトへの掲載を行うことを基本とするようお願いいたします。

2. 往訪閲覧・縦覧規制の見直しについて

別紙 2 - ①に掲げる法令の規定において、事業計画等を公衆の縦覧に供することが義務付けられているところ、当該縦覧については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「e-文書法」という。）の規定等により、インターネットを利用して表示する方法により行うことも可能とされています。関係者への幅広い周知を図る観点から、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするようお願いいたします。

また、別紙 2 - ②に掲げる法令の規定において、利害関係人等から請求があった場合に備付簿書等を閲覧に供することが義務付けられているところ、当該閲覧については、デジタル手続法及び e-文書法の規定等により、インターネットを利用して表示する方法により行うことも可能とされています。当該閲覧については、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とするようお願いいたします。

なお、個人情報等が含まれるものについてインターネットを利用した縦覧等を行う際には、個人情報等を適切に保護することが必要であり、例えば閲覧を希望する者に一時的なパスワードを交付するなどの対応が考えられます。

3. 財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について

別紙 3 に掲げる法令の規定に基づき実施される財産状況等の監査については、事務所等に実際に立ち入って実施するほか、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨、周知いたします。

(参考資料)

- ・資料 1 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）

- ・資料2 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）（抄）

※本通知の対象法令を抜粋の上、赤枠を付しております。なお、見直しの概要等が一部変更されているものがあります。

- ・資料3 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

※本通知に該当する箇所を抜粋の上、赤枠を付しております。

別紙 1

- ・流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和 42 年建設省令第 3 号）第 19 条第 1 項
- ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項第 1 号、第 43 条の 3 第 2 項及び第 53 条
- ・都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）第 34 条の 2 第 1 項及び第 39 条第 2 項から第 5 項まで
- ・新都市基盤整備法施行規則（昭和 50 年建設省令第 4 号）第 7 条及び第 26 条第 2 号
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和 50 年建設省令第 20 号）第 50 条の 8 第 2 項及び第 50 条の 17 第 2 項【※】
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第 51 条第 2 項
- ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成 4 年建設省令第 10 号）第 2 条
- ・都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 6 号）第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 7 条
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）第 106 条第 1 項、第 121 条第 2 項から第 5 項まで及び第 131 条
- ・国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 82 号）第 14 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 35 条第 2 項及び第 44 条第 2 項【※】

別紙 2 - ①

- ・ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 9 条第 4 項（※ 1）、第 20 条第 1 項（※ 2）、第 21 条第 6 項（※ 2）、第 51 条の 8 第 1 項（※ 3）、第 51 条の 9 第 4 項（※ 4）、第 55 条第 1 項及び第 10 項（※ 5）、第 69 条第 1 項及び第 8 項（※ 6）並びに第 71 条の 3 第 4 項及び第 12 項（※ 7）
 - ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 59 条第 4 項及び第 12 項（※ 8）
 - ・ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 15 第 3 項（※ 9）、第 16 条第 1 項（※ 10）、第 19 条第 4 項（※ 11）、第 50 条の 8 第 3 項（※ 12）、第 53 条第 1 項（※ 13）及び第 55 条第 2 項（※ 13）
 - ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 128 条第 3 項、第 140 条第 2 項、第 143 条第 4 項、第 171 条第 3 項、第 181 条第 1 項、第 183 条第 2 項、第 216 条第 1 項、第 290 条第 1 項及び第 291 条第 2 項
 - ・ 土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 68 条（※ 14）
 - ・ 都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）第 48 条第 1 項
 - ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和 50 年政令第 306 号）第 42 条第 1 項
 - ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成 9 年政令第 324 号）第 24 条及び第 50 条
 - ・ 都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）第 1 条の 2、第 9 条及び第 16 条の 5
 - ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）第 53 条
- （※ 1） 土地区画整理法第 10 条第 3 項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 36 条において準用する場合を含む。
- （※ 2） 土地区画整理法第 39 条第 2 項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 51 条において準用する場合を含む。
- （※ 3） 土地区画整理法第 51 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。
- （※ 4） 土地区画整理法第 51 条の 10 第 2 項及び第 51 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。
- （※ 5） 土地区画整理法第 55 条第 13 項、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）第 25 条第 1 項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 57 条において準用する場合を含む。
- （※ 6） 土地区画整理法第 69 条第 10 項において準用する場合を含む。
- （※ 7） 土地区画整理法第 71 条の 3 第 15 項において準用する場合を含む。
- （※ 8） 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 59 条第 15 項において準用する場合を含む。

- (※9) 都市再開発法第7条の16第2項において準用する場合を含む。
- (※10) 都市再開発法第38条第2項、第50条の6、第50条の9第2項並びに第58条第3項及び第4項において準用する場合を含む。
- (※11) 都市再開発法第38条第2項並びに第58条第3項及び第4項において準用する場合を含む。
- (※12) 都市再開発法第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。
- (※13) 都市再開発法第56条において準用する場合を含む。
- (※14) 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令（昭和48年政令第281号）第1条及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第306号）第19条において準用する場合を含む。

別紙2-②

- ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第28条第9項、第32条第12項及び第84条第2項（※1）
- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第26条第2項
- ・新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第34条第2項及び第37条第2項
- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第35条第2項
- ・流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第39条第2項
- ・都市再開発法（昭和44年法律第38号）第27条第9項（※2）、第31条第10項（※3）及び第134条第2項
- ・新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第57条第2項
- (※1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第71条において準用する場合を含む。
- (※2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第148条第3項において準用する場合を含む。
- (※3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第151条において準用する場合を含む。

別紙 3

- ・土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 28 条第 3 項（※ 1）
- ・都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 27 条第 4 項第 1 号及び第 2 号（※ 2）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 66 条の 7 第 1 号及び第 2 号

（※ 1）大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 51 条において準用する場合を含む。

（※ 2）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 148 条第 3 項において準用する場合を含む。